

創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギーの自給自足・地産地消による都市機能が構築された「創エネルギーのまち・いとしま」の実現を目指して、再生可能エネルギーの利用と自家消費に資する設備、機器及び車両を設置または購入した市民に対し、市が予算の範囲内において創エネルギーのまち・いとしま推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、糸島市補助金等交付規則(平成22年1月1日規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 住宅 戸建の専用住宅または併用住宅の用に供する家屋(これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋または設備を含む。)をいい、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等は含まない。
- (2) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいい、本要綱においては太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示の小数点以下2桁未満切捨)が10kW未満の設備を対象とする。

(補助金の交付対象設備等)

第3条 補助金の交付対象となる設備、機器及び車両(以下「補助対象物件」という。)は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 家庭用蓄電池 別表第2に定める(ア)の要件を全て満たす設備
- (2) ヒートポンプ給湯機等 別表第2に定める(イ)の要件を全て満たす機器
- (3) 電気自動車等 別表第2に定める(ウ)の要件を全て満たす車両

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 家庭用蓄電池 別表第3に定める(ア)及び(イ)の要件を全て満たす者
- (2) ヒートポンプ給湯機等 別表第3に定める(ア)及び(ウ)の要件を全て満たす者
- (3) 電気自動車等 別表第3に定める(ア)及び(エ)の要件を全て満たす者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第4により補助対象物件ごとに定める。

2 補助金の交付は、1の住宅につき補助対象物件ごとに1回に限り交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、別表第5により補助対象物件ごとに定める交付申請期間の起算日から1年以内に、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、別表第6に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行う。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付等決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を通知し、または補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助金の交付決定の取り消しを受ける者(以下「取消対象者」という。)に通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金返還命令書(様式第5号)により、期限を定めて、取消対象者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第11条 市長は補助金の交付事務を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて申請者または補助事業者に対し報告を求め、または現地調査等を行うことができる。

(取得財産等の管理義務)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産処分等の制限)

第13条 補助事業者は、取得財産等を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、別表第7に定める補助対象物件の耐用年数の期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月8日から適用する。。

別表第1(第3条関係)蓄電池の仕様

1. 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの

切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先が登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) JIS C8715-2の規格を満足すること。

4. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) JIS C4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C4412-1もしくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量10kWh未滿の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。

別表第2(第3条関係)補助対象物件

種類	補助対象物件の要件
(ア)家庭用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ①別表第1に掲げる仕様に適合する蓄電システムであること ②申請者が居住する住宅に設置している太陽光発電設備により蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること ③定置用の設備であること ④商用化され、導入実績があること ⑤中古設備ではないこと ⑥メーカー保証が付与されている設備であること ⑦補助対象設備の設置に要する費用(設備費、工事費)が、別表第4(ア)の補助金額以上であること ⑧既存設備の増設でないこと ⑨糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業による補助を受けていない、または受ける予定がない設備であること
(イ)ヒートポンプ給湯機等	<ul style="list-style-type: none"> ①第6条の規定による申請の時点において、経済産業省「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(給湯省エネ事業)」の補助対象として製品型番リストに登録されているヒートポンプ給湯機または電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機のうち、インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を自家消費する機能を有するものであること ②中古設備ではないこと ③メーカー保証が付与されている機器であること ④補助対象機器の設置に要する費用(設備費、工事費)が、別表第4(イ)の補助金額以上であること ⑤既存機器の増設でないこと ⑥設置場所や使用時間について近隣住宅等に配慮するように努め、トラブル等が発生したときは、申請者の責任において対応すること
(ウ)電気自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ①第6条の規定による申請の時点において、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV補助金)」の補助対象車両のうち、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること ②自動車検査証における自家用・事業用別が自家用で登録されている車両であること ③自動車検査証における初度登録年月が令和6年4月以降の車両であること ④日本では初度登録となる中古の輸入車でないこと ⑤補助対象車両の購入費が、別表第4(ウ)の補助金額以上であること

別表第3(第4条関係)補助金の補助対象者

種類	補助対象者の要件
(ア) 共通事項	①糸島市税を滞納していない者 ②糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者
(イ) 家庭用蓄電池	①補助対象設備の設置工事にかかる契約を令和5年4月1日以降に締結した者 ②太陽光発電設備を設置している住宅に補助対象設備を設置した者(補助対象設備と太陽光発電設備を同時設置する場合を含む。) ③補助対象設備を設置した住宅の所有者 ④補助対象設備を設置した住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者(ただし、就業や学業等の理由により本市の住民基本台帳に記載されていない場合でも、当該住宅に親族が居住している場合を含む。)
(ウ) ヒートポンプ給湯機等	①補助対象機器の設置工事にかかる契約を令和6年4月1日以降に締結した者 ②太陽光発電設備を設置している住宅に補助対象機器を設置した者(補助対象機器と太陽光発電設備を同時設置する場合を含む。) ③補助対象機器を設置した住宅の所有者 ④補助対象機器を設置した住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者(ただし、就業や学業等の理由により本市の住民基本台帳に記載されていない場合でも、当該住宅に親族が居住している場合を含む。)
(エ) 電気自動車等	①太陽光発電設備を設置している住宅(補助対象車両の導入と太陽光発電設備の設置が同時である場合を含む。)を自動車検査証における使用の本拠の位置としている補助対象車両の所有者(車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証における所有者が自動車販売会社等で、車両購入者が使用者である場合は使用者も可とする。) ②①に掲げる住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者(ただし、就業や学業等の理由により本市の住民基本台帳に記載されていない場合でも、当該住宅に居住する親族が補助対象車両を使用する場合を含む。)

別表第4(第5条関係)補助金の額

種類	補助金の額
家庭用蓄電池	1台の家庭用蓄電池に対し10万円
ヒートポンプ給湯機等	1台の給湯機等に対し5万円
電気自動車等	1台の電気自動車等に対し15万円

別表第5(第6条関係) 交付申請期間の起算日

種類	起算日
家庭用蓄電池	補助対象設備の設置工事にかかる代金の支払日または補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日
ヒートポンプ給湯機等	補助対象機器の設置工事にかかる代金の支払日または補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日
電気自動車等	補助対象車両の自動車検査証に記載された初度登録年月の末日

別表第6(第6条関係) 交付申請書兼実績報告書に添付する書類

	家庭用蓄電池／ヒートポンプ給湯機等	電気自動車等
申請者関係	<p>①申請者の糸島市税に滞納がないことの証明書(発行から3月以内のもの)</p> <p>②申請者の住民票の写し(発行から3月以内のもの)</p> <p><申請者が就業や学業等の理由により本市住民基本台帳に登録されていない場合></p> <p>A)本市住民基本台帳に登録されていない理由を記載した申立書(様式指定)</p> <p>B)申請者の住民票の写し</p> <p>C)補助対象設備・機器を設置した住宅に居住する親族の住民票の写し</p> <p>※住民票のマイナンバーは記載不要。</p> <p>③委任状(様式指定。申請を代理人に委任する場合)</p>	<p>①申請者の糸島市税に滞納がないことの証明書(発行から3月以内のもの)</p> <p>②申請者の住民票の写し(発行から3月以内のもの)</p> <p><申請者が就業や学業等の理由により本市住民基本台帳に登録されていない場合></p> <p>A)本市住民基本台帳に登録されていない理由を記載した申立書(様式指定)</p> <p>B)申請者の住民票の写し</p> <p>C)補助対象車両の使用の本拠の位置としている住宅に居住する親族の住民票の写し</p> <p>※住民票のマイナンバーは記載不要。</p> <p>③委任状(様式指定。申請を代理人に委任する場合)</p>
補助対象設備関係	<p>④補助対象設備(機器)の設置工事に関する契約書等の写し(契約に補助対象設備・機器以外にかかる費用が含まれる場合は内訳書を添付。任意様式)</p> <p>⑤④の工事代金の支払領収書の写し</p> <p><ローン等を利用した場合></p> <p>申請者宛にローン会社が発行した支払計画書等の写し(ローン会社、支払回数、支払額等がわかるもの)</p>	<p>④補助対象車両の売買に関する契約書等の写し(契約に補助対象車両以外にかかる費用が含まれる場合は内訳書を添付。任意様式)</p> <p>⑤④の購入代金の支払領収書の写し</p> <p><ローン等を利用した場合></p> <p>申請者宛にローン会社が発行した支払計画書等の写し(ローン会社、支払回数、支払額等がわかるもの)</p>

	<p>払回数、支払額等がわかるもの) ※ローンと現金決済を併用する場合は支払領収書も提出すること。 ⑥補助対象設備(機器)のメーカー保証書の写し(メーカー、型式の記載が必要) ※蓄電システムは、システム保証書(パッケージ型番が記載されているもの)。 ⑦補助対象設備(機器)の設置工事に関する記録写真(設置場所の工事前・後、設備等の銘板)</p>	<p>※ローンと現金決済を併用する場合は支払領収書も提出すること。 ⑥補助対象車両の自動車検査証記録事項の写し ※電子化された自動車検査証では確認できない事項があるため、自動車検査証記録事項の写しとする。</p>
住宅関係	<p>⑧太陽光発電設備が稼働していることを証する書類の写し(3月以内の売電明細書の写しなど) ※設置後まもなく売電実績がない場合は系統連系等にかかる書類と太陽光発電設備が稼働中であることを確認できるモニターの写真など。 ⑨太陽光発電設備の出力値を確認できる書類の写し(FIT認定通知書、売電明細書、系統連系にかかる書類等) ⑩補助対象設備(機器)を設置した住宅にかかる不動産登記事項証明書(発行から3月以内のもの) ※インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができる。 <既存住宅で未登記の場合> 最新年度の固定資産評価証明書 ※固定資産税の賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付すること。 <新築住宅で未登記の場合> 建築請負契約書または建売売買契約書の写し</p>	<p>⑦太陽光発電設備が稼働していることを証する書類の写し(3月以内の売電明細書の写しなど) ※設置後まもなく売電実績がない場合は系統連系等にかかる書類と太陽光発電設備が稼働中であることを確認できるモニターの写真など。 ⑧太陽光発電設備の出力値を確認できる書類の写し(FIT認定通知書、売電明細書、系統連系にかかる書類等)</p>

	⑪共有者全員の設備(機器)設置承諾書 (様式指定。補助対象設備(機器)を 設置する住宅が共有物である場合)	
そ の 他	⑫その他市長が必要と認める書類	⑨その他市長が必要と認める書類

※1…申請時に、窓口で申請者の本人確認書類(申請に係る手続きを代理人に委任する場合は、代理人の本人確認書類)の提示を求める。

※2…本人確認書類は、公的機関が発行した運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは1点、公的機関が発行した健康保険証等の顔写真のないものは2点の提示を求める。

別表第7(第13条、第14条関係)耐用年数

補助対象物件	耐用年数
家庭用蓄電池	6年
ヒートポンプ給湯機等	6年
電気自動車等	4年